

# 重要事項説明書

および

# サービス利用契約書

---

安中市立碓氷病院

訪問リハビリテーション安中



# 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は安中市立碓氷病院訪問リハビリテーション安中（以下、「事業所」とする。）を利用するにあたって、契約を締結する前にご注意、またご理解いただきたい内容を事前に説明するものです。

## 1 事業の目的

指定訪問リハビリテーション事業および指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」とする。）の適正な運営を図り、主治医が訪問リハビリテーションの必要性を認めた要介護者または要支援者に対し、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下、「理学療法士等」とする。）が行う、指定訪問リハビリテーションおよび指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション」とする。）を提供し、療養生活の支援と生活の質向上を図ることを目的とします。

## 2 運営方針

事業所は上記の目的を遂行するために地域との結び付きを重視し、安中市および関係市町村やその地域における保健・医療・福祉サービス事業所との密接な連携に努め、適切な運営を図ります。

## 3 事業を行う事業所および事業者の名称等

(1) 事業所名称：訪問リハビリテーション安中（事業所番号：1011410154）

所在地：安中市原市1丁目9番10号（安中市立碓氷病院内）

管理者：三井 健揮 電話番号：027-385-0053

(2) 事業者名称：安中市

所在地：安中市安中2丁目13番7号

代表者：岩井 均 電話番号：027-382-1111

## 4 職員の職種、職員数および職務内容

事業所の管理者および職員の職務内容は以下のとおりとします。

(1) 管理者：1名

(2) 医師：1名以上

利用者の身体機能の維持または向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたって診療を行い、理学療法士等への指示、利用者の健康管理および保健衛生の指導を行います。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：1名以上

医師の指示に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法または言語聴覚療法等により、訪問リハビリテーションを行います。

## 5 営業日および営業時間

安中市立碓氷病院職員就業規程に準じて定めるものとし、次のとおりとします。

(1) 営業日：月曜日から金曜日

ただし、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時15分までとします。

## 6 訪問リハビリテーションの提供方法

- (1) 利用者が主治医に訪問リハビリテーションの利用申し込みを行い、主治医が事業所に交付した指示書により理学療法士等が利用者宅を訪問してリハビリテーション実施計画を作成、訪問リハビリテーションを実施します。
- (2) 利用者およびその家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、関係機関（主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等）に調整を求め対応します。
- (3) 利用者の選定した介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画に基づき訪問リハビリテーションを行います。

## 7 訪問リハビリテーションの内容

- (1) 訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態および生活環境を踏まえて適切に行うとともに、その生活の質の確保を図るよう、事業所医師および主治医の診療による指示または主治医意見書による指示に基づき、作成した訪問リハビリテーション計画等に沿って実施します。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めます。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的および具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者およびその家族に理解しやすいよう指導または説明を行います。
- (4) 訪問リハビリテーションを実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点および担当者の氏名を記録します。

## 8 緊急時および事故発生時における対応方法、損害賠償

- (1) 緊急時における対応は以下のとおりとします。

訪問リハビリテーション実施中に利用者の病状が急変もしくはその他緊急事態が生じた際は、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

また、理学療法士等は前記についてしかるべき処置をした際は、速やかに管理者および主治医に報告します。

- (2) 事故発生時における対応方法は以下のとおりとします。

訪問リハビリテーション実施中に利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者による自責事由である場合に関してはこの限りではありません。

※緊急時連絡先

連絡者	電話番号
①	
②	
③	

※主治医

主治医	電話番号

※希望搬送先

医療機関	電話番号

## 9 利用料

- (1) 訪問リハビリテーションの基本利用料は、介護保険法に規定される厚生労働大臣が定める報酬によるものを基準とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合による額とします。ただし、支給限度額を超過した場合は全額自己負担とします。詳細は別紙の利用料金表（以下「別表」とする。）をご参照ください。
- (2) その他の保険給付の対象とならない利用料については、別表により取り扱うものとします。

## 10 利用料の支払い

利用料の支払いについては毎月月末締めとし、利用翌月の10日までに請求書を発行しますので、月末までに支払いをお願いします。支払い方法は以下のとおりとなります。

- (1) 訪問時に現金で直接お支払い
- (2) 安中市立碓氷病院の会計窓口にてお支払い
- (3) 銀行振込にてお支払い

【振込先】

群馬県信用組合 原市支店

普通 0199386 ア安中市シ介護カサービスイ事業 キ企業出納員

※振込手数料は利用者負担となります。また、企業出納員名は変更となる場合があります。

## 11 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は安中市全域とします。

## 12 予定の取り消しについて

利用者が予定されていた訪問リハビリテーションをキャンセルする際は、速やかに事業所まで連絡をください。なるべく、前日までに連絡をいただくと幸いです。

また、利用者宅内や事業所内で集団感染があった場合や感染の拡大が予測される場合においては、訪問リハビリテーションの予定をキャンセルさせていただく場合があります。

## 13 非常時の訪問リハビリテーションについて

社会情勢の急激な変化（パンデミック、戦争等）、地震、風水害などの大規模災害にて社会秩序が著しく混乱し、当事業所の業務遂行が困難である場合は、日程、時間の調整や訪問を中止させていただく場合があります。また、災害等により事業所の業務遂行が不可能となった場合は、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

## 14 相談・苦情対応

事業所は、訪問リハビリテーションの利用者および家族からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。また、前記の苦情内容等について記録し、その完結日より2年間保存します。

※当事業所以外に、下記の市役所等公的機関の苦情窓口で苦情を伝えることができます。

窓口一覧	
安中市立碓氷病院 担当者：事務部部长	所在地：〒379-0133 安中市原市 1-9-10 電話番号：027-385-0053
安中市高齢者支援課	所在地：〒379-0116 安中市安中 1-23-13 電話番号：027-382-1111
群馬県介護高齢課	所在地：〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 電話番号：027-226-2561
群馬県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：〒371-0846 前橋市元総社町 335-8 電話番号：027-290-1323

## 15 個人情報の保護

事業所は「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守するものとし、事業所に従事する職員は正当な理由なく、利用者およびその家族について知り得た個人情報を第三者に漏らしません。また、退職後も同様とします。

事業所が知り得た個人情報については、療養上必要な他事業所との連携や訪問リハビリテーションの提供以外の目的では利用しないものとし、情報提供については下部の同意書により同意を得るものとします。

## 16 衛生管理

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所において、従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

## 17 虐待の防止

事業所は、利用者の虐待の発生・防止のために、以下の措置を講じます。また、訪問リハビリテーションを提供中に、利用者に係る者（職員や利用者家族等）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかにこれを市町村および関係機関に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための職員に対する定期的な研修を行います。

## 18 身体拘束の原則禁止

訪問リハビリテーションを行うにあたって、利用者の生命または身体の保護を優先するための緊急時を除き、利用者の行動を制限する行為は行いません。

## 19 ハラスメントおよび就業環境の確保

事業所のハラスメント対策のための対応を以下のとおりとします。

- (1) 事業所内において行われるハラスメントにより、事業所の就業環境が損なわれることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講じます。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針を明確化し、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所内におけるハラスメントの内容および行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知します。

## 20 業務継続計画の策定

事業所が非常時に業務を継続するための対応を以下のとおりとします。

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 21 サービス利用にあたってのお願い

- (1) 当職員は利用者が自宅で療養する上で必要なリハビリテーションを行うために訪問しています。そのため、傷の処置や服薬介助等の看護業務、買い物や洗濯、調理等の生活補助業務は行うことができません。
- (2) 交通事情や緊急時の対応等により訪問時間の遅れや時間の変更をお願いする場合があります。
- (3) 訪問リハビリテーションを提供する職員の指名は行っておりません。
- (4) 当職員は利用者の金銭の管理は行えません。
- (5) 当職員への贈答品はお断りしています。
- (6) 室内飼育の動物は、お互いに危険の無いよう、配慮をお願いします。
- (7) 事業者または職員に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などは行わないよう願います。
- (8) 利用者だけでなく、事業者や職員も個人情報の保護に関する法律に守られているため、了承なく撮影や録音は行わないよう願います。
- (9) 上記に付随して、インターネット上やSNS等に掲載しないよう願います。

## 附則

1. 令和7年3月1日施行
2. 令和8年4月1日改定・施行

【重要事項説明および確認欄】

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

年 月 日

利用者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

代理人氏名： \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_ )

住所： \_\_\_\_\_



# 利用契約書

安中市立碓氷病院 訪問リハビリテーション安中（以下、「事業者」とする。）と  
\_\_\_\_\_（以下、「利用者」とする。）は、次の通り契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は関係法令及びこの契約書に従い、利用者が居宅において可能な限り自立された日常生活を営むことが出来るように療養生活を支援することを目的として指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション」とする。）を提供するものとします。

## 第2条（契約期間）

契約期間は以下のとおりとします。

- (1) この契約期間は、契約締結日からご利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護区分の変更認定を受けた場合には変更後の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- (2) 契約期間の満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。また、自動更新後の契約期間は、前項に準ずるものとします。
- (3) 後述の第3条、第4条、第5条に該当して契約解除となった場合、契約期間はそれに準ずる日までとします。

## 第3条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合は1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約が解除されます。

また、以下の場合に利用者はこの契約を直ちに解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なく、利用者に対して本契約に定めるサービスを提供しようとしなない場合。
- (2) 事業者が第8条に定める個人情報の保護に違反した場合。
- (3) 事業者が利用者に対して法令違反や常識を逸脱した行為(身体、財産、名誉等を損害する行為)等を行うなど、本契約を継続しがたい事由が認められた場合。

#### 第4条 (事業者の解約権)

事業者はやむを得ない事由によってサービス利用契約の目的を達成することが困難となった場合、1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。前記により契約解除となる場合は関係事業所と協議し、必要な援助を行います。

また、以下の場合に事業者はこの契約を直ちに解除することができます。

- (1) 利用者が事業者に対して法令違反や常識を逸脱した行為(身体、財産、名誉等を損害する行為)等を行うなど、本契約を継続しがたい事由が認められた場合。
- (2) 利用者が正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供拒否を継続した場合。
- (3) 第7条に該当した場合。

#### 第5条 (契約の終了)

以下の場合に契約は終了となります。

- (1) 第2条において契約終了の申し出がなされたとき。
- (2) 第3条、第4条に該当し、契約解除となったとき。
- (3) 居宅サービス計画もしくは訪問リハビリテーション計画における目的が達成でき、利用者及び事業者、介護支援専門員との協議により終了と判断されたとき。
- (4) 利用者が通所リハビリテーション(デイケア)の利用を始めたとき。
- (5) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居されたとき。
- (6) 利用者が介護保険法で定められた入所施設(介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム)に入所されたとき。
- (7) 利用者が介護保険法で定められた特定施設入居者生活介護を提供する施設(介護付き有料老人ホーム、ケアハウス、介護型サービス付き高齢者向け住宅)に入所されたとき。
- (8) 利用者の要介護区分が自立と認定され、介護保険が適用されなくなったとき。
- (9) 利用者が死亡したとき。

#### 第6条 (利用料及び利用料の支払い)

別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。また、料金の詳細については別紙「利用料金表」に記載したとおりです。

#### 第7条 (支払いの滞納)

利用者及び代理人が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合は事業者から1ヶ月以上の期間を定めて契約を解除する旨の催告を行います。前記期間に滞納額の支払いをしない場合、事業者はこの契約を解除することができます。

#### 第8条 (個人情報の保護)

別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第9条 （緊急時及び事故発生時における対応方法、損害賠償）

別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第10条 （相談・苦情対応について）

別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第11条 （その他契約についての留意事項）

この契約に定めのない事項については、関連法令を尊重して利用者と事業者が協議の上定めるとします。

附則

1. 令和7年3月1日施行
2. 令和8年4月1日改定・施行

# 個人情報の利用についての同意書

私が、貴事業所を利用するにあたり、私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 使用する目的

事業者が介護保険制度に関する法令に基づき、私に行う訪問リハビリテーションを円滑に実施するため、サービス担当者会議等の必要な場において私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

## 2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏洩することのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議の内容、参加者、経過等について、記録しておくこと。

## 3 個人情報の内容（例示）

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業所がサービスを提供するために最小限必要な利用者やその家族個人に関する情報
- (2) その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別される情報

年 月 日

訪問リハビリテーション安中 宛

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

利用者家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

利用者家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

利用者家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

利用者家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

【契約締結確認欄】

上記の契約を証明するため、本契約書を 2 通作成し利用者及びその家族、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

利用者及びその家族は契約内容について事業者から説明を受け、内容を確認しました。この契約書で確認した訪問リハビリテーションの利用に同意し契約を締結します。

年 月 日

利用者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

代理人氏名： \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_ )

住所： \_\_\_\_\_

訪問リハビリテーション安中は以上の重要事項及び契約内容について利用者及びその家族に説明を行いました。

〈事業者〉

事業者名称 安中市病院事業 安中市立碓氷病院

所在地 群馬県安中市原市 1 丁目 9 番 10 号

名称 訪問リハビリテーション安中

事業所番号 1011410154

代表者名 三井 健揮 印



## 別表

## 利用料金表（介護保険）

## 1 介護保険法に規定される利用料

下記の訪問リハビリテーション利用料・各種加算については、介護保険が適用となり1割または一定以上の所得がある方は2～3割負担となります（負担割合証によって決定）。また、利用者負担額は関係法令に基づき定められており、契約期間中にこれが変更になった場合は関係法令によって、改定後の金額が適応されます。

## ○要介護1～5の場合

サービス提供区分	利用料	負担割合（実際に支払う額）		
		1割負担	2割負担	3割負担
1回20分	¥3,080	¥308	¥616	¥924
1回40分	¥6,160	¥616	¥1,232	¥1,848

## ○要支援1～2の場合

サービス提供区分	利用料	負担割合（実際に支払う額）		
		1割負担	2割負担	3割負担
1回20分	¥2,980	¥298	¥596	¥894
1回40分	¥5,960	¥596	¥1,192	¥1,788

## ○要介護、要支援共通

加算名称	利用料	負担割合（実際に支払う額）				
		1割負担	2割負担	3割負担		
訪問毎	短期集中リハビリテーション 実施加算 ※1	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
	認知症短期集中リハビリテーション 実施加算 ※2	¥2,400	¥240	¥480	¥720	
	サービス提供体制強化加算 ※3	(I)	¥60	¥6	¥12	¥18
(II)		¥30	¥3	¥6	¥9	
月毎	リハビリテーション マネジメント加算 ※4	(イ)	¥1,800	¥180	¥360	¥540
		(ロ)	¥2,130	¥213	¥426	¥639
	上記を医師が説明した場合	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
	口腔連携強化加算 ※5	¥500	¥50	¥100	¥150	
1回のみ	退院時共同指導加算 ※6	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	

訪問リハビリテーション処遇改善	総単位数の1.5%
-----------------	-----------

- ※1 病院から退院もしくは介護保険で定められた施設から退所された日、または介護保険の認定日から起算して3ヶ月以内の期間に1週間につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合に算定。
- ※2 医師が認知症であると診断しリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれた際に、病院から退院もしくは介護保険で定められた施設から退所された日、または訪問開始日から3ヶ月以内の期間にリハビリを集中的に行った場合に算定。
- ※3 訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合は（Ⅰ）を、勤続年数が3年以上の者が1名以上いる場合は（Ⅱ）を算定。
- ※4 利用者に係る医師、理学療法士等、その他職種の者が共同して継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に算定。（6ヶ月間は毎月1回、その後は3ヶ月に1回のリハビリテーション会議開催が必要。）
- ※5 口腔内の健康状態を評価して歯科医療機関および介護支援専門員に情報提供を行った場合に算定。
- ※6 事業所の医師または理学療法士等が当該利用者の入院している病院にて退院前カンファレンスに参加し情報を共有した場合に算定。

## 2 介護保険適用外の費用

### (1) 交通費

介護保険法による利用者が通常の事業の実施地域内の場合、交通費の請求はありません。

### (2) リハビリに必要な物品等

訪問リハビリテーションの際に必要な物品等のサービス提供に関わる材料費用は、実費負担となります。